

## 住宅・まちづくり

### 違反建築防止週間 一斉公開建築パトロール

●10月15日(木)～21日(水)は  
全国一斉の違反建築防止週間  
安全・安心なまちづくりのため、建築のルールを守り、適切に建築工事を行いましょ。

【日時】10月20日(火)午前10時～午後2時

【内容】区内で工事中の建築物を対象とした、建築現場の実地調査と改善指導  
【問合せ】建築指導課監察調査担当(本庁舎8階) ☎(5273)3735へ。

### 土地の公的な価格を公表しています

#### ●10月は土地月間

土地取り引きの目安となる土地の公的な価格「公示価格」「基準地価格」は、防災都市づくり課で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご案内しています。

【価格の内容等】

▶地価公示価格(国が毎年1月1日を基準日として公表)

▶東京都基準地価格(東京都が毎年7月1日を基準日として公表)

▶相続税路線価(相続税・贈与税を課税するための価格で、土地の所在地を管轄する税務署で閲覧・相談可)

▶固定資産税路線価(固定資産税を課税するための価格で、土地の所在地を管轄する都税事務所で閲覧・相談可)

【問合せ】防災都市づくり課(本庁舎8階) ☎(5273)3593へ。

### はがき・ファックスの記入例

講座・催し等の申し込み

- ①講座・催し名
  - ②〒・住所
  - ③氏名(ふりがな)
  - ④電話番号
- (往復はがきの場合は、返信用にも住所・氏名)

※往復はがきは、各記事で指定がある場合のみ。  
※費用の記載のないものは、原則無料。

### マンションの管理状況届出制度にご協力を

#### ●マンションの管理組合の方へ 届け出はお早めに

分譲マンションの老朽化や居住者の高齢化が進む中、行政がマンションの管理不全の予防に積極的に関わり適正な管理を促進するため、東京都は管理状況届出制度を開始しました。

対象となるマンションには、東京都から4月にご案内を発送しました。届け出がお済みでない場合は、早めに届け出てください。

※管理組合へ届け出のご案内が届いていない場合は、東京都住宅政策本部マンション課へお問い合わせください。

【対象となるマンション】1983年(昭和58年)12月31日以前に新築された6戸以上のマンション

【届け出対象】マンションの管理組合  
【届け出先】郵送または直接、住宅課居住支援係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎7階) ☎(5273)3567へ。

【問合せ】▶届出書の記載方法…分譲マンション総合相談窓口(東京都防災・建築まちづくりセンター) ☎(6427)4900、▶その他の問い合わせ…東京都住宅政策本部マンション課 ☎(5320)5004へ。

### ブロック塀の所有者・管理者の方へ

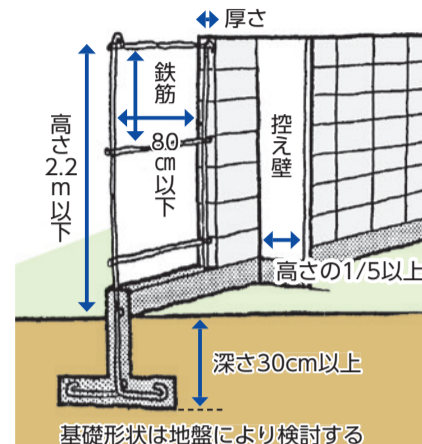
## ブロック塀の安全点検を

塀の所有者等の方は、下記チェックポイントを参考に安全点検を行ってください。点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示や塀の補修・撤去等を行ってください。

【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)3107へ。

次の項目を点検し、1つでも不適合がある場合は、専門家に相談して改善しましょう。相談先がわからない方等は、同課へお問い合わせください。

- |                                                                   |                          |
|-------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 点検のチェックポイント                                                       | チェック                     |
| 塀は高すぎないか<br>塀の高さは地盤から2.2m以下か                                      | <input type="checkbox"/> |
| 塀の厚さは十分か<br>塀の厚さは10cm以上か(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)                | <input type="checkbox"/> |
| 控え壁はあるか<br>(塀の高さが1.2m超の場合)<br>塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか | <input type="checkbox"/> |
| 基礎があるか<br>コンクリートの基礎があるか                                           | <input type="checkbox"/> |
| 塀は健全か<br>塀に傾きやひび割れはないか                                            | <input type="checkbox"/> |



- 専門家に相談を  
塀に鉄筋は入っているか   
塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁の頂部と基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか
- 基礎の根入れ深さは30cm以上か   
(塀の高さが1.2m超の場合)

### 10月～令和3年2月 道路沿いのブロック塀等の個別訪問を実施します 調査員は区が発行した身分証明書を携帯し腕章を着用

特に安全化を必要とする塀の所有者等の方へ事前に通知し、区が委託した調査員が、点検調査結果や安全化、助成事業について説明する個別訪問を実施します。

## 新宿の環境を守る取り組みを募集します 新宿エコワン・グランプリ

▲エコ王子

【募集する取り組み】

- ▶地球温暖化防止、▶省資源、▶ごみの減量化、▶リサイクル、▶自然保護、▶みどりや水辺の創出、▶その他環境にやさしく他の参考となる取り組み

【部門・対象】

- ▶個人・ファミリー部門…区内在住の個人・家族
- ▶グループ部門…区内で活動するグループ
- ▶環境にやさしい事業者部門…区内に事業所がある事業者

【表彰】いずれも賞状と副賞を進呈します。

▶新宿エコワン・グランプリ大賞…2件(個人・ファミリー部門、グループ部門、各1件)

▶環境にやさしい事業者大賞…1件

▶優秀賞…各部門2件

▶奨励賞…各部門数件

▶特別賞(新宿の花・みどりいっぱい写真展賞、みどりのカーテンプロジェクト賞、省エネ賞)…各部門数件

※省エネ賞は、令和2年1月～12月分の毎月の電気使用量を提出していただき、前年比で省エネ率が上位の方を表彰します。

※令和3年3月13日(土)に環境学習情報センターで開催する新宿エコワン・グランプリ表彰式で、各受賞者を表彰します。

【申込み】所定の応募用紙に活動の実績をアピールする資料(写真・新聞記事・報告書等)を添付して、郵送・ファックス・電子メールで、令和3年1月15日(金)(消印・受信有効)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277・☎(3344)4434・✉info@shinjuku-ecocenter.jpへ。応募用紙は環境対策課(本庁舎7階)・同センター等で配布しています。同センターホームページ(<http://www.shinjuku-ecocenter.jp>)からも申し込みます。

※応募書類は返却しません。自薦・他薦は問いません。



▲同グランプリ募集チラシ(環境対策課・環境学習情報センターで配布)

## 10月7日(水) 防災行政無線による Jアラート全国一斉試験放送

Jアラート(全国瞬時警報システム)の動作確認のため、訓練放送が「防災スピーカー」から流れます。屋外で大きな音がしますが、ご理解をお願いします。

【問合せ】危機管理課地域防災係(本庁舎4階) ☎(5273)3874へ。

試験放送の内容

- ▶「これは、Jアラートのテストです」(3回)
- ▶「こちらは、ぼうさい新宿です」
- ※始めと終わりにチャイム音が流れます。

Jアラートとは

弾道ミサイル情報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国から送信し、区市町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

## 生ごみ・果実等の処理は適切に ハクビシンによる被害を防ぎましょう

ハクビシン(右図)が敷地内の果実を食べたり、天井裏にすみ着く等の相談が増えています。生態や習性を知り、被害を防ぎましょう。

●被害を防ぐための対策

- ▶ハクビシンは夜行性です。夜にごみを出すのはやめましょう。
- ▶敷地内の果実は早めに収穫するか、網などをかけましょう。また、落下した果実はすぐに処理しましょう。
- ▶ハクビシンは頭が入れば、5cm程度の狭い隙間を自由に通り抜けることができます。侵入口になるような隙間(縁の下・換気口・軒下など)の穴をふさぐ、屋根に登れるような庭木の枝を剪定(せんでい)するなどの対策をしましょう。

ハクビシンの特徴

- 顔の真ん中に白いです
- スリムな体型(頭から尾の先まで90～110cm)



- 足が短く、前足・後足とも5本指
- 尾が長い

●ハクビシンなどを捕獲します

区では、ハクビシン・アライグマがすみ着いた民家等を対象に、捕獲を行っています。お困りの方はご相談ください。

【問合せ】環境対策課公害対策係(本庁舎7階) ☎(5273)3764へ。